

\*ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成27年度

## 財政援助団体等監査結果報告書

平成28年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成27年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、平成27年12月20日までは猿橋敏雄前監査委員が、同年12月21日からは濱田幸二監査委員が関与した。

平成28年2月22日

新宿区監査委員	山 岸	美佐子
同	濱 田	幸 二
同	岩 田	一 喜
同	中 村	真 一

# 目 次

## I 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査実施団体等	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象範囲	1
第5	監査の方法	2
第6	監査の着眼点	3
別表1	監査実施団体及び所管部局	4
別表2	実地監査日程	5

## II 監査の結果

第1	総括意見	7
第2	団体別監査結果	9
1	みずほ信託銀行株式会社	9
2	公益財団法人新宿未来創造財団	11
3	落合第一地域センター管理運営委員会	13
4	新宿駅前商店街振興組合	15
5	有限会社そーほっと	17
6	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	19
7	社会福祉法人日本盲人職能開発センター	23
8	特定非営利活動法人ストローク会	25
9	社会福祉法人邦友会	27
10	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団	29
11	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	31
12	社会福祉法人三篠会	33
13	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	35
14	株式会社日本デイケアセンター	39
15	株式会社東京アスレティッククラブ	41
16	株式会社フジランド	43
17	丸善株式会社	45
18	ミライト・リブネット共同事業体	47

# I 監査の概要

# I 監査の概要

## 第1 監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査とあわせて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

## 第2 監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成26年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表1に掲げる18団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

## 第3 監査の期間

平成27年9月16日（水）から平成28年2月5日（金）まで

## 第4 監査の対象範囲

平成26年度における事業の補助金等、団体への出資金、不動産信託の受託者及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

## 第5 監査の方法

### 1 補助金等交付団体及び出資団体

#### (1) 団体

団体の概要、定款、平成26年度決算書、平成26年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

#### (2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金交付要綱をもとに、団体等の関係書類との突合を行った。また、あわせて担当者等から説明を聴取した。

### 2 不動産信託の受託者

#### (1) 団体

団体の概要、定款、土地信託契約書、収支報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、契約書に基づいた信託不動産の管理・運用に係る内容及びその事務処理について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

#### (2) 所管部局

事前に提出された報告書等の関係書類をもとに、団体等の関係書類との突合を行った。また、あわせて担当者等から説明を聴取した。

### 3 指定管理者

#### (1) 団体

団体の概要、定款、基本協定書、平成26年度協定書、平成26年度決算書、平成26年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

#### (2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類をもとに、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、あわせて担当者等から説明を聴取した。

## 第6 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

### 1 補助金等交付団体

#### (1) 団体

ア 財政援助に係る事業は計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 財政援助に係る収支の事務処理は適正に行われているか。

#### (2) 所管部局

ア 財政援助に係る事業の効果及び履行の確認は適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 出資団体

#### (1) 団体

ア 事業等は出資の目的に沿って適正に運営されているか。

イ 事務処理及び財産管理は適正に行われているか。

ウ 経営は健全な状態か、また、責任者が状況を把握しているか。

#### (2) 所管部局

ア 出資団体の財政状態が十分に把握され、適切な指導監督が行われているか。

### 3 不動産信託の受託者

#### (1) 団体

ア 不動産信託に係る事業は目的に沿って適正に行われているか。

イ 不動産信託に係る事務処理は適正に行われているか。

#### (2) 所管部局

ア 不動産信託の受託者への指導監督は適切に行われているか。

### 4 指定管理者

#### (1) 団体

ア 施設の管理は協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は適正に行われているか。

#### (2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

(別表1) 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	団体の性格				所管課
		補助	出資	信託	指定	
1	みずほ信託銀行株式会社			○		総務部契約管財課
2	公益財団法人新宿未来創造財団	○	○			地域文化部生涯学習コミュニティ課
3	落合第一地域センター管理運営委員会				○	地域文化部落合第一特別出張所
4	新宿駅前商店街振興組合	○				地域文化部産業振興課
5	有限会社そーほっと				○	地域文化部産業振興課 地域文化部消費者支援等担当課
6	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○		○	福祉部地域福祉課 福祉部介護保険課 福祉部生活福祉課 子ども家庭部子育て支援課
7	社会福祉法人日本盲人職能開発センター	○				福祉部障害者福祉課
8	特定非営利活動法人ストローク会	○				福祉部障害者福祉課
9	社会福祉法人邦友会	○				福祉部障害者福祉課 福祉部介護保険課
10	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団				○	福祉部障害者福祉課
11	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	○				福祉部介護保険課
12	社会福祉法人三篠会	○				福祉部介護保険課
13	特定非営利活動法人ワーカーズコープ				○	福祉部高齢者福祉課 子ども家庭部子ども総合センター
14	株式会社日本デイケアセンター				○	子ども家庭部子ども総合センター
15	株式会社東京アスレティッククラブ				○	健康部健康推進課
16	株式会社フジランド				○	教育委員会事務局教育支援課
17	丸善株式会社				○	教育委員会中央図書館
18	ミライト・リブネット共同事業体				○	教育委員会中央図書館

## (別表2) 実地監査日程

実施年月日の\*印は監査委員による実地監査

実施年月日	団体名
平成 27年 10月 8日 (木) 10月 23日 (金) *	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
10月 9日 (金) 10月 23日 (金) *	株式会社東京アスレティッククラブ
10月 9日 (金) 10月 26日 (月) *	落合第一地域センター管理運営委員会
10月 14日 (水) 10月 26日 (月) *	社会福祉法人日本盲人職能開発センター
10月 14日 (水) 11月 2日 (月) *	株式会社日本デイケアセンター
10月 19日 (月) 11月 2日 (月) *	みずほ信託銀行株式会社
10月 21日 (水) 12月 10日 (木) *	丸善株式会社
10月 22日 (木) 11月 9日 (月) *	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
10月 27日 (火) 12月 10日 (木) *	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
10月 28日 (水)	ミライト・リブネット共同事業体
10月 29日 (木) 11月 12日 (木) *	公益財団法人新宿未来創造財団
11月 4日 (水) 11月 5日 (木) *	株式会社フジランド
11月 4日 (水)	特定非営利活動法人ストローク会
11月 5日 (木)	社会福祉法人三篠会
11月 11日 (水)	有限会社そーほっと
11月 16日 (月)	社会福祉法人邦友会
11月 27日 (金)	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団
12月 1日 (火)	新宿駅前商店街振興組合

## Ⅱ 監査の結果

## Ⅱ 監査の結果

### 第 1 総括意見

本年度の監査対象となった団体について、財政援助に係る事業等はその目的に沿っておおむね適正に行われていたと認められる。

所管課の団体に対する指導監督及び関連事務についても、おおむね適切であったと認められる。

しかしながら、今回の監査を行ったところ、補助金と指定管理者制度について、それぞれ課題が見られたので、以下のとおり意見を述べる。

#### 1 補助金について

今回の監査においては、団体から提出された実績報告に記入の誤りがあるものや記載漏れのあるもの等が散見された。また、上限額であったため補助額に影響はなかったものの、補助対象以外の経費が含まれていた事例も見られた。

補助金は、公益上必要があると認められる場合に交付することとされており、その使用目的は区民の福祉向上に寄与するものでなければならない。また、その財源は、区民の貴重な税金でまかなわれており、公正かつ効率的な使用が求められる。実績報告は補助金の使途を確認する重要な資料であり、正確な報告がなされることが前提である。

団体においては、チェック体制の強化等により、適切な報告書の提出に努められたい。

また、所管課においては、報告書の提出が適切になされるよう団体への指導を徹底するとともに、算出根拠や積算方法に誤りはないか、補助金の交付条件に違反はないか等、厳正な審査を行われたい。

#### 2 指定管理者制度について

今回の監査においては、指定管理料における法人本部事務費の計上の仕方にバラつきが見られ、統一的な取扱いとなっていないことが確認された。

指定管理者制度は、業務委託とは異なり、多様化する区民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、区民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。そのためには、指定管理の対象施設における指定管理料の積算が適切であるか否かの検証を行うことが不可欠であり、経費計上に関して各団体において十分な理解と合意を得ておく必要がある。

区においては、指定管理者制度の趣旨を十分に踏まえ、経費計上の仕方に関する統一的な取扱いについて検討されたい。

また、事業報告においては、「第2団体別監査結果」でも意見を付している団体があるが、その他複数の団体においても、記入の誤りがあるものや記載漏れのあるもの等が散見された。本業務と自主事業の区分や経費負担が明確でないものも見られた。

団体においては、チェック体制の見直しや強化等を図られたい。

所管課においては、団体への指導を徹底するとともに、報告書の適切な確認に努められたい。特に、自主事業における本業務との区分や経費負担について明確にするよう指導を徹底されたい。

その他、指定管理料の支出について、協定で定められた支払方法で支出されていないものや概算払いの精算がされていないもの、支払時期が協定に明示されていないもの等が見られた。基本協定や年度協定に規定された内容や支払方法等を確認し、適切な会計事務に努められたい。

施設の管理状況については、修繕工事の履行確認が不十分なものや、消防関係の設備の表示に問題があるもの等が見られた。

業務を委託しても、施設における区の管理責任は存続するものであり、所管課には、実地調査や報告書等により、施設の構造や危険な個所等を正確に把握し、安全対策に万全を期すことが求められる。

所管課においては、施設管理の重要性を再認識し、施設の安全管理の徹底に努められたい。

## 第2 団体別監査結果

団体別の監査結果は次のとおりである。

### みずほ信託銀行株式会社

《不動産信託の受託者》

#### 第1 監査対象の概要

##### 1 事業概要等

###### (1) 事業の概要

###### ア 信託土地

新宿区西新宿一丁目23番3（淀橋第二小学校跡地）

面積（実測）3,859.62 m<sup>2</sup>

###### イ 信託年月日

平成13年1月12日

###### ウ 信託の目的

法第238条の5第2項の規定に基づき、信託土地の上に建物（以下「信託建物」という。）を信託財産として建築し、これを賃貸することを目的として信託土地及び信託建物を管理・運用する。

###### エ 信託期間

平成13年1月12日から信託建物の竣工引渡日までの期間及び竣工引渡日の翌日から20年間（平成35年6月30日まで）

###### (2) 不動産の信託を受託している団体

みずほ信託銀行株式会社（以下「法人」という。）

中央区八重洲一丁目2番1号

##### 2 区との関係及びその概要

###### (1) 区との関係

区は、法人を受託者として、淀橋第二小学校跡地の土地信託を行っており、信託配当収入を受けている。

###### ア 建物の用途

事務所、店舗、駐車場

###### イ 建物の規模等

地上部：鉄骨造

地下部：鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造

地下2階、地上18階建 延べ面積：44,542.81m<sup>2</sup>

(2) 主な事業実績

平成 26 年 12 月末現在の入居率 100%

平成 26 年度の区への配当金 718,334,164 円

第 2 監査の結果

不動産信託に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。  
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 公益財団法人新宿未来創造財団

## 《出資団体・補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成 22 年 4 月に公益認定を受けた。

法人の目的は、新宿区民をはじめ都民に対して、歴史、文化、芸術、スポーツなどの生涯学習の機会を提供し、区民等の自発的な参画と相互交流を深めることである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発
- イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成
- ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成
- エ 次代を担う児童や青少年の育成
- オ 新宿区から受託する施設の管理運営に関する事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として 5 億円を出捐している。

また、区は、法人に対し、平成 26 年度に 443,550,873 円を補助金として支出している。

\* その他、指定管理料として、平成 26 年度に 739,870,900 円支出しているが、今回の監査では監査対象としていない。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿未来創造財団補助金	443,550,873 円	公益財団法人新宿未来創造財団に対して助成を行うことにより、新宿区の健全な発展及び住民の福祉向上に寄与するため

###### イ 根拠法令等

新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例（昭和 62 年新宿区条例第 16 号）

###### ウ 主な事業実績

(ア) 地域の歴史の記録保存及び普及啓発

展示会の開催 来場者数 21,246 人

- (イ) 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成  
舞台芸術鑑賞機会の提供 来場者数 30,459 人
- (ウ) スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成  
区民健康マラソン、新宿シティハーフマラソン  
参加者数 10,483 人
- (エ) 地域社会の健全な発展の促進  
新宿青年教室 参加者数（延べ）1,262 人

## 第2 監査の結果

出資に係る事業、補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課については、特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 落合第一地域センター管理運営委員会

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

落合第一地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成8年5月に設立された任意団体である。

団体の目的は、住民の主体性に基づき、地域住民相互の交流と活動を通じて、生活に根ざした文化の向上をはかり、住んで楽しいまちづくりを進めるため、落合とともに生き集うまちづくりの拠点となるセンターの運営をすることである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 落合第一地域センターの管理運営
- イ コミュニティの形成を促進するため必要な事業
- ウ その他団体の目的を達成するため必要な事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、団体に対し、平成26年度に18,789,432円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

###### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立落合第一地域センター	18,789,432円	－（※）	17,665,826円	平成24年4月1日 ） 平成27年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

###### イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

###### ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務
- (イ) 地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備
- (ウ) 地域センターの施設等の維持管理
- (エ) 地域センターの団体登録、利用の承認・変更・取消し、利用の不承認に関する業務
- (オ) 地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

## エ 主な事業実績

- ・登録団体数 255 団体（平成 27 年 3 月 31 日現在）
- ・施設全体の利用状況
  - 利用件数 9,248 件
  - 利用人数 101,899 人
  - 利用率 57.9%
- ・地域センターまつり 1 回 参加者数 2,300 人
- ・広報誌（こんにちは落合）
  - 発行回数 年 3 回 各回 5,000 部発行
  - 号外号 1 回 6,000 部発行
- ・その他コミュニティ事業の実施
  - カルチャー教室 4 回 参加者数 延べ 125 人
  - 新春センター寄席 入場者数 120 人
  - 新春コンサート 入場者数 90 人

## 第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。  
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

新宿駅前商店街振興組合  
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

新宿駅前商店街振興組合（以下「組合」という。）は、昭和40年2月に設立された。

組合の目的は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な協同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、合わせて公共の福祉の増進に資することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 組合員のためにする共同販売促進事業に関する事業

イ 街路灯、カラー舗装等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、組合に対し、平成26年度に25,914,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
環境に配慮した商店街づくりの推進事業補助金①	13,824,000円	区内商店街等が行う環境対策に資する事業に対し、必要な補助金を交付することにより、環境に配慮した商店街づくりを推進するため
にぎわいと魅力あふれる商店街支援事業補助金②	12,090,000円	区内商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、にぎわいと魅力あふれる商店街づくりに寄与するため
合計金額	25,914,000円	

イ 根拠法令等

(ア)新宿区環境に配慮した商店街づくりの推進事業補助金交付要綱（平成24年3月1日23新地産産第4082号）[前記①]

(イ) 新宿区にぎわいと魅力あふれる商店街支援事業補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 6 日 23 新地産産第 3943 号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 環境に配慮した商店街づくりの推進

- ・ L E D 街路灯の新設 12 基

(イ) にぎわいと魅力あふれる商店街支援

- ・ 新宿エイサーまつりの実施（他 7 商店会との共催による実施）
- ・ クリスマスイルミネーションの実施

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 有限会社そーほっと

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

有限会社そーほっと（以下「法人」という。）は、平成16年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 施設管理業務（三鷹市 SOHO オフィス等の受付管理業務、管理運営）
- イ コンサルティング（起業・経営革新、地域活性化等に関する相談）
- ウ 各種代行業務（電話転送受付、私書箱業務、個別秘書業務等）

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に44,797,900円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

###### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立高田馬場創業支援センター①	25,083,950円	—	42,950,647円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
新宿区立新宿消費生活センター分館②	19,713,950円	1,603,650円		平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
合計金額	44,797,900円	1,603,650円	42,950,647円	

###### イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立産業振興施設条例（平成14年新宿区条例第11号）[前記①]

(イ) 新宿区立消費生活センター条例（平成5年新宿区条例第4号）[前記②]

###### ウ 主な管理業務の内容

(ア) 高田馬場創業支援センター[前記①]

- ・ 産業に関する情報の収集及び提供に関する業務
- ・ 中小企業の経営改革への支援並びに創業及び新産業の創出の促進に必要な事業
- ・ 高田馬場創業支援センターの利用に関する業務

- ・高田馬場創業支援センターの施設及び設備の維持管理
  - ・その他区長が必要と認めた事業
- (イ) 新宿消費生活センター分館[前記②]
- ・消費生活に関する教育、啓発及び広報活動に関する業務
  - ・消費者団体に関する業務
  - ・分館の利用に関する業務
  - ・分館の団体登録、利用承認、利用不承認、承認取消しに関する業務
  - ・分館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
  - ・分館の施設、附帯設備その他設備の維持管理
  - ・その他区長が必要と認めた事業及び管理業務

エ 主な事業実績

(ア) 高田馬場創業支援センター[前記①]

- ・施設の利用状況
 

新規承認利用者数	19 人
退所者数	2 人
年度末現在利用者数	17 人
- ・退所者の状況
 

創業	1 人
経営改革	1 人
断念等	0 人
- ・起業家セミナー、交流会 2 回開催
- ・起業塾（業種、対象特化） 2 回開催
- ・創業相談デスク（相談会） 51 回開催

(イ) 新宿消費生活センター分館[前記②]

- ・施設利用者数 年間 13,911 人
- ・稼働率
 

会議室	62.89% (8,861 人)
調理室兼商品テスト室	33.91% (5,050 人)

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。  
 所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団  
《出資団体・補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団（以下「法人」という。）は、平成6年3月に設立された。

法人の目的は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム設置経営、母子生活支援施設の受託経営

イ 第二種社会福祉事業

老人短期入所事業、老人デイサービスセンターの設置経営及び受託経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、社会福祉法人認可に伴い基本財産として500万円を出資している。

また、区は、法人に対し、平成26年度に28,302,035円を補助金として、45,572,900円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
社会福祉法人新宿区社会福祉事業団補助金①	4,532,280円	法人の円滑な経営を図るため
新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金②	6,493,108円	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの経営に係る支援を行い、利用者サービスの維持向上を図るため
新宿区医療介護支援補助金③	17,200,000円	区内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助し、当該区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため

新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金④	76,647 円	介護保険の利用者のうち低所得者で特に生計困難である者及び生活保護受給者を対象として介護保険サービスの利用に係る負担を軽減する事業を行い、介護保険サービスの利用促進を図るため
合計金額	28,302,035 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 24 日 25 新福地福計第 2709 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（平成 17 年 1 月 13 日 16 新健高サ第 1281 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区介護保険利用者負担額軽減制度事業補助要綱（平成 23 年 4 月 1 日 23 新福介給第 552 号）〔前記④〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 特別養護老人ホーム経営支援
  - 北新宿特別養護老人ホーム（かしわ苑） 入所定員 80 人
  - ・利用者サービスの維持向上のための支援
- (イ) 医療介護支援補助
  - 北新宿特別養護老人ホーム（入所定員 80 人）
  - ・介護職員及び看護職員総数（常勤換算後）40.8 人
    - うち介護職 35.3 人
    - 看護職 5.5 人
  - ・受入基準ベッド数 8
  - ・医療処置受入者数 月平均 8.1 人（10.1%）
- (ウ) 介護保険利用者負担額軽減制度事業補助
  - 3 件（平成 27 年 3 月）軽減対象額 153,295 円

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金 収入	管理経費	指定期間
百人町高齢者 在宅サービス センター①	0 円	—	—	平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

かしわヴィレッジ②	45,572,900 円	—	44,945,422 円	平成 22 年 4 月 1 日
	(内訳) 母子生活支援施設 44,853,000 円 緊急一時保護事業 719,900 円			平成 27 年 3 月 31 日
合計金額	45,572,900 円		44,945,422 円	

※ ①の施設は、介護報酬及び利用者負担金収入並びに食費等の実費徴収の利用料等で運営する旨協定を締結しており、区は指定管理料の支出を行っていない。

#### イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成 12 年新宿区条例第 40 号）〔前記①〕

(イ) 新宿区立母子生活支援施設条例（平成 6 年新宿区条例第 25 号）〔前記②〕

#### ウ 主な管理業務の内容

(ア) 高齢者在宅サービスセンター〔前記①〕

- ・ 通所介護に関する業務
- ・ 介護予防通所介護に関する業務
- ・ 認知症対応型通所介護に関する業務
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護に関する業務
- ・ 高齢者在宅サービスセンターの利用の承認、不承認及び利用承認の取消しに関する業務
- ・ 高齢者在宅サービスセンターの利用料金の納入及び利用料金の減額に関する業務
- ・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 母子生活支援施設等〔前記②〕

- ・ 児童福祉法に基づく母子生活支援施設における生活指導及び保健衛生に関する業務
- ・ 母子生活支援施設の保護の実施を受けた者及び緊急一時保護事業を利用する者等の処遇に関する業務
- ・ 施設内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務

#### エ 主な事業実績

(ア) 高齢者在宅サービスセンター〔前記①〕

- ・ 実施日数 307 日
- ・ 利用人数 延べ 13,189 人

(イ) 母子生活支援施設等[前記②]

- ・ 母子生活支援施設

定員 10 世帯

在所世帯 9 世帯、在所者人数 21 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）

- ・ 緊急一時保護世帯

定員 2 世帯

年間実世帯 13 世帯、年間実人数 23 人

## 第 2 監査の結果

出資に係る事業、補助金、公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課については、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人日本盲人職能開発センター  
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人日本盲人職能開発センター（以下「法人」という。）は、昭和51年9月に設立された。

法人の目的は、視覚障害者の職業を開発し、その訓練と指導を行い視覚障害者の社会復帰の促進を図るとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 第一種社会福祉事業

授産施設の経営

イ 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営、身体障害者（視覚障害者）の更生相談に応ずる事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に18,410,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	18,410,000円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを実施するために、法人が区内に設置する事業所の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図るため

イ 根拠法令等

新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）

ウ 主な事業実績

(ア) 就労継続支援事業（B型）

定員 40人

登録人数 45人（区民2人、その他43人）（平成27年3月31日現在）

(イ) 就労移行支援事業

定員 18人

登録人数 47人（区民2人、その他45人）（平成27年3月31日現在）

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

特定非営利活動法人ストローク会  
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

特定非営利活動法人ストローク会（以下「法人」という。）は、平成13年6月に設立された。

法人の目的は、現在最も立ち遅れている精神障害者の自立と社会参加を支援し、障害を持つ人々に対する地域社会の理解と協力を得ることを目指すとともに、あわせてメンタルヘルスの啓発をはかり、もって不特定かつ多数の利益の増進に寄与することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害福祉サービス事業の経営
- イ 精神障がい者の自立と就労促進事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に4,598,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	4,539,000円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを実施するために、法人が区内に設置する事業所の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図るため
新宿区障害者福祉活動事業助成金②	59,000円	障害者の自立及び社会参加を促進する活動を助成するため
合計金額	4,598,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）[前記①]

- (イ) 新宿区障害者福祉活動基金条例（昭和 58 年新宿区条例第 13 号）、同  
施行規則（昭和 60 年新宿区規則第 27 号）、新宿区障害者福祉活動事業  
助成実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日 23 新福障福第 1658 号）[前記②]
- ウ 主な事業実績（平成 27 年 3 月 31 日現在）
- (ア) 就労継続支援事業（A 型）
- ・定員 13 人
  - ・登録人数 24 人（区民 6 人 その他 18 人）
  - ・26 年度延べ利用者数 4,521 人
- (イ) 「あなたと TALKING」
- 精神障害者の自立と社会参加を支援し、促すシンポジウムを毎年 1 回  
開催している。
- ・第 26 回あなたと TALKING  
「明るく、楽しい、節約術～豊かな生活への一歩～」
  - ・開催日時 平成 27 年 1 月 30 日（金）14 時～16 時
  - ・会場 新宿スポーツセンター
  - ・来場者 29 人

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 社会福祉法人邦友会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人邦友会（以下「法人」という。）は、平成5年9月に設立された。

法人の目的は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

##### ア 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの運営、障害者支援施設の運営

##### イ 第二種社会福祉事業

老人短期入所事業、老人デイサービスセンターの運営、障害福祉サービス事業(生活介護・短期入所)

##### ウ 日中一時支援事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に30,563,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

##### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者支援施設事業運営費補助金①	12,767,000円	区内で社会福祉法人が運営する障害者支援施設の事業運営に要する経費の一部を補助することにより、障害者の福祉の向上を図るため
新宿区医療介護支援補助金②	17,796,000円	区内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助し、当該区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
合計金額	30,563,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者支援施設事業運営費補助金交付要綱（平成 20 年 5 月 30 日 20 新福障事第 84 号）〔前記①〕

(イ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 障害者支援施設事業運営費補助

- ・ 介護職員及び看護職員総数（常勤換算後） 15.7 人
  - うち介護職 12.5 人
  - 看護職 3.2 人

(イ) 医療介護支援補助

- ・ 介護職員及び看護職員総数（常勤換算後） 62.4 人
  - うち介護職 58.3 人
  - 看護職 4.1 人
- ・ 医療処置受入者数 延べ 333 人 月平均 27.8 人（27.8%）

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課については、特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 社会福祉法人日本キリスト教奉仕団

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団（以下「法人」という。）は、昭和33年9月に設立された。

法人の目的は、キリスト教精神に基づき、人種、国籍、宗教の如何を問わず、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

##### ア 第一種社会福祉事業

身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉工場）の経営、知的障害者援護施設（通所授産）の経営、知的障害者援護施設（通所更生）の経営

##### イ 第二種社会福祉事業

相談支援事業の経営、障害福祉サービス事業の経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に11,266,574円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

##### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿福祉作業所	11,266,574円	105,221,114円	116,487,688円	平成22年4月1日 ） 平成27年3月31日

##### イ 根拠法令等

新宿区立福祉作業所条例（平成16年新宿区条例第42号）

##### ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 就労継続支援事業に関する業務
- (イ) 作業所利用の承認・不承認・承認の取消等に関する業務
- (ウ) 利用料金の納入に関する業務
- (エ) 作業所の施設及び設備の維持管理
- (オ) 作業所の管理に関し、その他区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（ア）月額平均工賃：13,128 円

（イ）利用者人数：利用者 73 人

（ウ）職員人数：常勤 12 人、非常勤 16 人（常勤換算 11.82 人）

## 第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「法人」という。）は、昭和22年10月に財団法人として設立され、昭和26年に解散し、独立法人として再発足後、昭和27年5月に社会福祉法人として認可された。

法人の目的は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

##### ア 第一種社会福祉事業

母子生活支援施設の経営、児童養護施設の経営、養護老人ホームの経営、特別養護老人ホームの経営、軽費老人ホームの経営、救護施設の経営、婦人保護施設の経営、障害者支援施設の経営

##### イ 第二種社会福祉事業

保育所の経営、老人デイサービスセンターの経営、障害福祉サービス事業の経営、地域活動支援センターの経営、老人短期入所事業の経営、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、小規模多機能型居宅介護事業の経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に11,788,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区医療介護支援補助金①	11,068,000円	区内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助し、当該区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため

新宿区福祉サービス 第三者評価受審費用 助成金②	720,000円	介護保険事業所に福祉サービス第三者評価の 受審費用の一部を助成することにより、サービ スの質の確保・向上を促進するとともに利用者 の事業者選択の際の判断情報に寄与するため
合計金額	11,788,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高  
サ第 3895 号）〔前記①〕

(イ) 平成 26 年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（平成  
26 年 6 月 13 日 26 新福介推第 469 号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 医療介護支援補助〔前記①〕

原町ホーム（入所定員 50 人）

- ・介護職員及び看護職員総数（常勤換算後） 24 人  
うち 介護職 21 人  
看護職 3 人

- ・受入基準ベッド数 5

- ・医療処置受入者数 月平均 7.5 人（15.0%）

(イ) 福祉サービス第三者評価受審〔前記②〕

原町小規模多機能居宅介護センター〔小規模多機能型居宅介護〕

- ・助成金額 290,000 円

原町グループホーム〔認知症対応型共同生活介護〕

- ・助成金額 430,000 円

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 社会福祉法人三篠会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人三篠会（以下「法人」という。）は、昭和43年5月に設立された。

法人の目的は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行うことである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

##### ア 第一種社会福祉事業

救護施設の経営、障害児入所施設の経営、養護老人ホームの経営、特別養護老人ホームの経営、軽費老人ホームの経営、障害者支援施設の経営

##### イ 第二種社会福祉事業

一時預かり事業の経営、保育所の経営、老人居宅介護等事業の経営、老人短期入所事業の経営、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営、老人デイサービスセンターの経営、老人介護支援センターの経営、障害児通所支援事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、相談支援事業の経営、介護老人保健施設の経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に17,948,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

##### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区医療介護支援補助金①	17,498,000円	区内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入りに要する費用の一部を補助し、当該区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため

新宿区福祉サービス 第三者評価受審費用 助成金②	450,000円	介護保険事業所に福祉サービス第三者評価 の受審費用の一部を助成することにより、サー ビスの質の確保・向上を促進するとともに利用 者の事業者選択の際の判断情報に寄与するた め
合計金額	17,948,000円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高  
サ第 3895 号）[前記①]
- (イ) 平成 26 年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（平成  
26 年 6 月 13 日 26 新福介推第 469 号）[前記②]

ウ 主な事業実績

(ア) 医療介護支援補助[前記①]

特別養護老人ホーム神楽坂（入所定員 81 人）

- ・介護職員及び看護職員総数（常勤換算後） 52.1 人
  - うち 介護職 46.2 人
  - 看護職 5.9 人

・受入基準ベッド数 9

・医療処置受入者数 月平均 13.6 人（16.8%）

(イ) 福祉サービス第三者評価受審[前記②]

グループホーム神楽坂[認知症対応型共同生活介護]

- ・助成金額 450,000 円

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

# 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「法人」という。）は、平成13年9月に設立された。

法人の目的は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで豊かで活力ある社会の実現に寄与することである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 介護保険法に基づく介護サービス事業等
- イ 高齢者・障害者保健福祉サービス事業
- ウ 保育、学童保育、子育て支援、一時預かり関係する事業
- エ 高齢者や子どもに関する調査、研究
- オ 指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に229,420,781円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

###### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立高田馬場シニア活動館①	26,011,371円	0円	26,011,371円	平成22年4月1日 ） 平成27年3月31日
新宿区立戸山シニア活動館②	24,223,570円	0円	24,223,570円	平成25年1月1日 ） 平成29年3月31日
新宿区立早稲田南町地域交流館③	14,963,088円	0円	14,963,088円	平成26年4月1日 ） 平成29年3月31日
新宿区立西早稲田地域交流館④	21,812,896円	0円	21,812,896円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日

新宿区立下落 合地域交流館 ⑤	25,273,741 円	0 円	25,273,741 円	平成 23 年 4 月 1 日 } 平成 28 年 3 月 31 日
新宿区立中町 地域交流館⑥	15,193,807 円	0 円	15,193,807 円	平成 25 年 4 月 1 日 } 平成 30 年 3 月 31 日
新宿区立北山 伏地域交流館 ⑦	14,965,714 円	0 円	14,965,714 円	平成 26 年 4 月 1 日 } 平成 31 年 3 月 31 日
新宿区立北山 伏児童館⑧	28,632,957 円	0 円	28,632,957 円	平成 26 年 4 月 1 日 } 平成 31 年 3 月 31 日
新宿区立中町 児童館⑨	29,686,512 円	0 円	29,686,512 円	平成 25 年 4 月 1 日 } 平成 30 年 3 月 31 日
新宿区立早稲 田南町児童館 ⑩	28,657,125 円	0 円	28,657,125 円	平成 26 年 4 月 1 日 } 平成 29 年 3 月 31 日
合 計 金 額	229,420,781 円		229,420,781 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立シニア活動館条例（平成 20 年新宿区条例第 19 号）〔前記①②〕
- (イ) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔前記③④⑤⑥⑦〕
- (ウ) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）〔前記⑧⑨⑩〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 高田馬場シニア活動館、戸山シニア活動館〔前記①②〕
  - ・シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関する業務
  - ・シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関する事等に関する業務
  - ・その他区長が必要と認める事業に関する業務
  - ・シニア活動館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
  - ・シニア活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ・その他シニア活動館の管理に関し、区長が必要と認める業務

- (イ) 早稲田南町地域交流館、西早稲田地域交流館、下落合地域交流館、中町地域交流館、北山伏地域交流館[前記③④⑤⑥⑦]
  - ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関する業務
  - ・高齢者を対象として行われる介護予防に資する活動、体力向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関する業務
  - ・その他区長が必要と認める事業に関する業務
  - ・地域交流館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
  - ・地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ・その他地域交流館の管理に関し、区長が必要と認める業務
- (ウ) 北山伏児童館、中町児童館、早稲田南町児童館[前記⑧⑨⑩]
  - ・子供の福祉の増進に関する業務
  - ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関する業務
  - ・児童館の施設の利用に関する業務
  - ・その他区長が必要と認める事業に関する業務
  - ・児童館の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
  - ・児童館の施設等の維持管理に関する業務
  - ・その他児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

- (ア) 新宿区立高田馬場シニア活動館[前記①]
 

利用者数 27,153 人(内訳 団体利用 13,571 人、個人利用 13,582 人)
- (イ) 新宿区立戸山シニア活動館[前記②]
 

利用者数 38,833 人(内訳 団体利用 27,406 人、個人利用 11,427 人)
- (ウ) 新宿区立早稲田南町地域交流館[前記③]
 

利用者数 23,050 人(内訳 団体利用 6,967 人、個人利用 16,083 人)
- (エ) 新宿区立西早稲田地域交流館[前記④]
 

利用者数 22,675 人(内訳 団体利用 11,225 人、個人利用 11,450 人)
- (オ) 新宿区立下落合地域交流館[前記⑤]
 

利用者数 19,292 人(内訳 団体利用 7,173 人、個人利用 12,119 人)
- (カ) 新宿区立中町地域交流館[前記⑥]
 

利用者数 11,331 人(内訳 団体利用 4,336 人、個人利用 6,995 人)
- (キ) 新宿区立北山伏地域交流館[前記⑦]
 

利用者数 14,071 人(内訳 団体利用 5,445 人、個人利用 8,626 人)
- (ク) 新宿区立北山伏児童館[前記⑧]
 

利用者数 16,938 人(内訳 小学生 14,848 人、中学生 661 人、高校生 39 人、幼児 637 人、その他 753 人)

(ケ) 新宿区立中町児童館〔前記⑨〕

利用者数 18,901 人（内訳 小学生 13,427 人、中学生 43 人、高校生 8 人、幼児 2,803 人、その他 2,620 人）

(コ) 新宿区立早稲田南町児童館〔前記⑩〕

利用者数 17,490 人（内訳 小学生 14,231 人、中学生 32 人、高校生 0 人、幼児 1,809 人、その他 1,418 人）

## 第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社日本デイケアセンター  
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社日本デイケアセンター（以下「法人」という。）は、平成3年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 企業内及び病院内保育ルーム等の運営受託事業
- イ 家庭訪問による学習指導事業
- ウ 幼児教室・学習塾・各種文化教室の運営事業
- エ ベビーシッター請負
- オ 認可保育園及び児童館等の管理運営及び受託事業
- カ 放課後児童健全育成事業の管理運営受託事業
- キ 介護事業の管理運営及び受託事業
- ク 労働者派遣事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に30,936,000円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立西 新宿児童館	30,936,000円	0円	30,936,000円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年新宿区条例第46号)

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 子供の福祉の増進に関する業務
- (イ) 子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関する業務
- (ウ) 児童館の施設の利用に関する業務
- (エ) その他区長が必要と認める事業に関する業務
- (オ) 児童館の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する

## 業務

(カ) 児童館の施設等の維持管理に関する業務

(キ) その他児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

## エ 主な事業実績

利用者数 21,961人（内訳 小学生 12,640人、中学生 863人、高校生 194人、幼児 4,248人、その他 4,016人）

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社東京アスレティッククラブ  
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社東京アスレティッククラブ（以下「法人」という。）は、昭和44年2月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 会員制総合スポーツクラブの運営
- イ 企業フィットネスの受託
- ウ 公共健康センターの運営受託
- エ 各種体操スクールの運営
- オ 体育事業の経営コンサルティング
- カ 健康管理システムの開発、販売

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に45,424,000円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 元気館	45,424,000円	35,676,439円	81,080,644円	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立元気館条例（平成15年新宿区条例第26号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 健康づくりに関する業務
- (イ) 健康づくりの自主活動の支援に関する業務
- (ウ) 館の利用に関する業務
- (エ) 団体登録、利用の承認、不承認及び利用承認の取消しに関する業務
- (オ) 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- (カ) 館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理
- (キ) その他館の管理に関し、区長が必要と認める業務

## エ 主な事業実績

登録団体数 145 団体

団体施設利用件数 4,226 件、団体施設利用人数 44,448 人

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり意見を付す。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり意見を付す。

### 【意見】

#### 法人

法人は、年度協定に規定されていない自主事業を実施し、自主事業の実績や収支結果について本業務と明確に区分することなく区に報告していた。

自主事業の実施にあたっては、区と十分に協議して実施するとともに、自主事業の実績や収支結果については、本業務と明確に区分した報告書の提出に努められたい。

#### 健康部健康推進課

健康推進課（以下「課」という。）は、一部の自主事業について、年度協定にその内容を正しく反映しておらず、自主事業の実績や収支結果が本業務と明確に区分されていない報告を承認していた。

課においては、自主事業の取扱いを明確にするとともに、事業の実績や収支結果については本業務と明確に区分した報告がなされるよう、法人に対して適切な指導監督に努められたい。

# 株式会社フジランド

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

株式会社フジランド（以下「法人」という。）は、昭和33年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア ホテル、旅行、食堂の経営
- イ 貸自動車、駐車場の経営
- ウ スポーツ施設、娯楽施設の経営
- エ スポーツ、芸能の興行並びに仲介
- オ 旅行業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に91,666,000円を指定管理料として支出している。

\* その他、法人に対し、区民健康村の指定管理料として、平成26年度に162,082,303円支出しているが、今回の監査では監査対象としていない。

##### (2) 指定管理に関する概要

###### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立女神湖高原学園	91,666,000円	43,308,600円	133,997,786円	平成25年4月1日 ～ 平成30年3月31日

###### イ 根拠法令等

新宿区立女神湖高原学園条例（平成16年新宿区条例第51号）

###### ウ 主な管理業務の内容

###### 女神湖高原学園

- ・ 宿泊又は休憩の用に供する施設、これに附帯する施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 宿泊及び休憩並びに食事の提供に関する業務
- ・ 生涯学習活動の実施に関する業務
- ・ 利用の承認、不承認、取消し等に関する業務
- ・ 利用料金等の納入、減免、返還に関する業務
- ・ その他、高原学園の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

## エ 主な事業実績

### (ア) 一般利用者

#### ・ 区民棟の利用状況

宿泊利用者数 3,121 人、客室稼働率 37.7%

#### ・ 学校棟の利用状況

宿泊利用者数 3,133 人、客室稼働率 13.4%

### (イ) 学校利用者（生徒・教員等）

#### ・ 学校棟の利用状況

宿泊利用者数 7,454 人

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり意見を付す。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり意見を付す。

### 【意見】

#### 法人

施設管理業務の実施に一部不適切な状況が見られたほか、事業報告において、管理業務等の実施回数や管理経費の誤り等が散見され、正確な事業報告書が区へ提出されていなかった。

法人は、適正な会計事務や管理業務を行い、適切な報告書の提出に努められたい。

#### 教育委員会事務局教育支援課

教育支援課（以下「課」という。）は、法人から提出された事業計画や事業報告の内容についての確認を十分に行っていないかった。

遠隔地の施設管理という状況も踏まえ、課においては、事業報告の内容を十分に検証し、法人に対して適切な指導監督に努められたい。

# 丸善株式会社

(現：丸善雄松堂株式会社)

《指定管理者》

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

丸善株式会社（以下「法人」という。）は、明治2年1月に設立された。  
（\*平成28年2月1日付けで、株式会社雄松堂書店と経営統合し、丸善雄松堂株式会社に社名を変更）

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 国内外図書、雑誌等の販売
- イ 出版業
- ウ 文化、教育事業等

### 2 区との関係及びその概要

#### (1) 区との関係

区は、法人に対し、平成26年度に50,127,500円を指定管理料として支出している。

#### (2) 指定管理に関する概要

##### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立中町図書館	50,127,500円	0円	45,163,969円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日

##### イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

##### ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 図書館資料の収集、整理及び保存に関する業務
- (イ) 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関する業務
- (ウ) 読書相談、読書案内及び参考調査に関する業務
- (エ) 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関する業務
- (オ) 図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関する業務
- (カ) 子ども読書活動の推進に関する業務
- (キ) 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関する業務
- (ク) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ケ) その他、図書館の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

エ 主な事業実績

開館日数 293 日、入館者数 130,566 人

利用登録者数 8,081 人、個人貸出冊数 246,424 冊

団体貸出冊数 514 冊、視聴覚資料貸出数 10,902 点

レファレンス 792 件

その他 お話会、人形劇、映画会、工作会等

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課については、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。



エ 主な事業実績

開館日数 293 日、 入館者数 120,103 人  
利用登録者数 5,738 人、個人貸出冊数 162,115 冊  
団体貸出冊数 1,084 冊、視聴覚資料貸出数 9,211 点  
レファレンス 682 件  
その他 お話会、人形劇、映画会、工作会等

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

印刷物作成番号  
2015-6-5101

平成27年度  
財政援助団体等監査結果報告書

平成28年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話(03)5273-4579(ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により350部印刷製本しています。その経費として、1部あたり237円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。